

国への有害性情報等の報告方法

事業者が保有する有害性情報等については、以下の方法により国へ報告してください。

(1) 改正化審法第41条に該当する場合（法律上の義務又は努力義務により報告する場合）

有害性情報の報告に関する省令（平成十六年三月十八日厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の様式第一又は様式第二（別紙1又は別紙2）により報告してください。

様式第一に添付する「有害性情報の内容を示す書類等」は、「化審法に基づく有害性情報の内容を示す資料の作成・提出等についての要領（平成23年4月）」に従ってご提出ください。

資料は以下の URL より入手できます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/harmful_index.html

(2) 改正化審法第41条に該当しない場合（任意で報告する場合）

「任意提出の場合の様式」（別紙3）により報告してください。

任意提出の場合の様式に添付する「有害性情報の内容を示す書類等」は、改正化審法第41条と同様、「化審法に基づく有害性情報の内容を示す資料の作成・提出等についての要領（平成23年4月）」に従ってご提出ください。

様式第一(第二条関係)

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第41条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象物質の名称及び構造式
- 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
- 3 有害性情報の概要

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二(第四条関係)

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 41 条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 優先評価化学物質、監視化学物質又は第2種特定化学物質の名称及び構造式
- 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
- 3 有害性情報の概要

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(任意提出の場合の様式)

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室長

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者氏名 印
(代表者でなくても、本件につき、社として責任の
とれる方であれば可。)

下記のとおり、有害性情報を報告します。

記

- 1 報告対象物質の名称及び構造式(官報公示番号及び CAS 番号も記載のこと。)
- 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
- 3 有害性情報の概要

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。